

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）に基づいた政府及び関係機関の対策を参照し、独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項を定め、職員等の生命及び健康を保護しつつ、適切かつ継続的な業務遂行に資することを目的とする。

### （基本方針）

第2条 役職員及びその家族並びに機構業務に携わる者の生命・健康を守る。

2 感染拡大防止対策及び業務継続のための態勢を整備する。

3 新型インフルエンザ等の対策は、病原性に関する知見や対策の他、国や地域の感染状況を把握する国、地方公共団体や公共機関等が、随時発する対策や対応に対して連動、又は一体となった対策を定める。

### （定義）

第3条 本計画において次の通り定義する。

一 未発生期 新型インフルエンザ等が発生していない状態

二 海外発生期 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態

三 国内発生早期 各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態

四 国内感染期 各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態

五 小康期 新型インフルエンザ患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

### （新型インフルエンザ等発生時における事業継続計画の作成、周知）

第4条 機構及び部署は、本計画の実効性を確保するため、未発生期、海外発生期から小康期に至るまでの発生段階に移行することを考慮し、各段階における対応を定めた、新型インフルエンザ等発生時における事業継続計画を作成する。また作成後において各部署は、計画を職員が適宜参照できる所定の場所に登録し、修正を行った場合は更新する。

2 事業継続計画を作成、改変又は廃止した場合には、職員に対し周知徹底を図る。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

### （平時における関係機関との情報連携、協力体制）

第5条 機構における各部署の役割を確認し、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合に備え、

政府、地方公共団体や公共機関等との間で情報連携・協力をを行い、新型インフルエンザ等対策の実施に努める。

- 2 総務部は、平時より政府、地方公共団体や公共機関等の関係機関がとる対策と連動を図るため、情報の入手先をあらかじめ調査し、機構内で共有するものとする。

(情報の収集、連絡体制の整備)

第6条 総務部は、役員及び各部署相互間において機構内の感染状況、勤務状況、事業の進捗状況等の情報収集・連絡に努める。

- 2 勤務外における、職員の情報の収集及び連絡体制は、安否確認サービスに必要な情報を登録し、また、登録内容に変更が生じたときは速やかにその旨を登録することで維持する。

(対策本部の設置、運営)

第7条 新型インフルエンザ等対策特別措置法第15条第1項に基づき、政府対策本部が設置されたときは、機構における新型インフルエンザ等対策を行うために必要な次の業務を行う対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

- 一 機構内外の発生状況の情報収集及び発信に関すること
- 二 関係機関との連絡調整に関すること
- 三 その他機構の業務に係る決定及び必要な業務に関すること

- 2 対策本部を設置した場合において、通常の業務に加えて新型インフルエンザ等の感染拡大防止対策に係る業務を円滑に遂行する必要があることに鑑み、災害等の発生時の対策本部の職員配置及び職員の業務分担を基にした体制が、適切なものとなるように努める。

(部署対策本部の設置、運営)

第8条 各部署の長は、前条の規定に基づき対策本部が設置されたときは、各部署の事業継続計画に基づき、各部署の企画業務を担う組織内に新型インフルエンザ等対策を遂行するための部署対策本部を設置し、必要な措置を講ずるものとする。

### 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(未発生期における準備)

第9条 未発生期においては、新型インフルエンザ等対策の体制整備、職員の健康管理と啓発、機構機能の維持・業務継続や感染拡大防止に係る資材の確保等について、必要な措置を講ずる。

(海外発生期から国内発生早期における対応)

第10条 海外発生期から国内発生早期においては、職員の勤務体制、出張を含めた勤務場所、職員の健康管理等や各部門における対応等について、必要な措置を講ずる。

(国内感染期における対応)

第11条 国内感染期においては、発生した新型インフルエンザ等の特性、地域の感染状況や機構内の感染状況等を踏まえて、組織の機能不全又は機能停止につながる集団感染を防ぐ対策や業務遂行に係る体制等について、必要な措置を講ずる。

(感染者数が大幅に増加した場合の事業継続に向けた措置)

第12条 国内感染期において、機構の内外にて感染者数の大幅増加又は勤務可能な職員数の減少が発生した場合には、発動権限者は、一部業務の縮小・休止等の措置を講ずる。

2 事業継続に伴い感染する危険性(リスク)と感染リスク、社会的責任、経営面等を勘案し、事業継続のレベルを決める。なお、事業は機構の機能維持に必要な業務(経営、主計、総務等)を除いたものを指す。

3 社会的責任は、国内感染期における次に示す事業者の事業継続を基準に判断する。

一 法第28条が定める医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者

二 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」にて特定接種の対象となり得る者とされた者

(発生時における情報収集、連携等)

第13条 新型インフルエンザ等が発生した場合には、対策本部に属する職員を、感染リスクに応じた方法で召集・参集させ、機構内外の情報収集及び情報共有に当たらせる。

2 経済産業省及び保健所等の関係機関との間において、情報収集及び情報共有に努めるとともに、関係機関と連携・協力し、新型インフルエンザ等対策を実施する。

(小康期における対応)

第14条 小康期においては、縮小・休止等の措置を実施した業務又は増強した業務を通常業務、体制へ復旧する。

(感染対策の検討、実施)

第15条 機構内における感染対策について、発生した新型インフルエンザ等の特性や感染状況に応じた検討を行うとともに、職員の安全対策に努める。

(医薬品等の備蓄)

第16条 感染拡大防止に係る医薬品等の必要数について検討するとともに、必要最低限の備蓄を行う。

2 医薬品等の整備及び点検を行い、不測の事態に対応できるようにする。

## 第4章 その他

(職員への教育、訓練等)

第17条 平時から機構内の感染対策について備えるとともに、新型インフルエンザ等の発生時に適切な対応が可能となるよう、状況に応じて職員の危機意識の向上に必要な情報提供及び訓練を実施する。

## 附則

この計画は、令和4年3月31日から施行する。